

退職手当に関する負担金条例の主な改正内容

1 自己啓発等休業に係る一般負担金の取扱いに関する規定の設置(第2条第2項第2号)

(1) 内 容

自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして自己啓発等休業の期間の初日の前日までに任命権者が組合市町村等の長の承認を受けている自己啓発等休業以外の自己啓発等休業を一般負担金の対象から除きました。

(2) 施行日

平成20年3月3日